

○内閣府、復興庁、総務省、
財務省、農林水産省、経済産業省
告示第二号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第二十九条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する主務大臣が定める基準を次のように定め、同法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

平成二十四年二月二十二日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

財務大臣 安住 淳

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 枝野 幸男

1 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十九条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項の全てを満たすこととする。

一 当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定等が行われると見込まれる日までの間における当該対象事業者の資金繰りのために合理的に必要な資金を貸し付けるためであること。

二 当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定等が行われると見込まれる日より後であること。

2 前項に規定する「対象事業者」又は「買取決定等」とは、それぞれ株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十条第一項又は第二十五条第一項に規定する対象事業者又は買取決定等をいう。